

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等

提案団体

袖ヶ浦市

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。
また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。

具体的な支障事例

他市町村へ住所を異動しようとする者は、前市町村で転出届、新市町村で転入届を行う必要がある。このことについては、住民基本台帳法第22条及び第24条において、届出を行うよう規定されている。しかしながら、住所異動者にとっては、法令で定められた期間内に必ず転出・転入の2つの手続きを行う必要があり、住民にとって負担となっている。
住民基本台帳法第24条の2において、個人番号カード所持者に対し、特例が認められているが、転出届そのものは何かしらの方法で前市町村に対し届出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

転入手続きが簡素化され、住民の利便性の向上、負担の軽減に寄与するとともに、個人番号カードの普及につながる。
内閣官房が検討している引越しワンストップサービスの実現により、支障は大きく改善できると考える。
一方で、転出自治体から転入予定自治体へ転出等届をLGWANメールにより連絡を行うところ、先に転入手続きを行い、転入通知情報を転入予定自治体から転出自治体へ通知することにより、転出等届をしたものとするにより、自治体及び住民の負担をさらに軽減できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2
住民基本台帳法施行令第24条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、いわき市、柏市、横浜市、相模原市、福井市、上田市、高山市、湖西市、野洲市、京都市、八尾市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、島原市、五島市、竹田市

○手続が簡素化され、住民、市町村ともに負担軽減が見込まれる。なお、特例転入に限らず、すべてのケースで転出届を廃止し、「転入届」のみのできるのであればさらに負担軽減が見込まれる。

○マイナンバーカード所有者から、カードを所有していても住民異動届が簡素化されていないとお申出をいただくことがある。

各府省からの第1次回答

市区町村にとって住民の住所の変更等の事実は当然に知り得るものではなく、住民からの届出により把握されるものである。その上で、市区町村は、住民基本台帳上の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる各種の行政事務を行っており、当該行政事務に係る住民の権利義務の始期又は終期となる住民の転入又は転出を正確に把握することが必要である。

この提案によれば、転出届について、転出地市区町村において、住民の転出後も転入届が行われるまでの間、住民の転出を覚知できず住民票の消除等が行えず、上記のような各種の行政事務を適正に行えないこととなるため、転出の事実についての届出を省略することはできないが、より住民負担や市区町村の事務負担が軽減される方策については検討する必要があると考えている。

また、転入届については、これが受理されることで、転入地市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、上記のような各種の行政事務に係る住民の権利義務が生じるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届については、対面で実施することが必要不可欠であるが、その上で住民負担や市区町村負担をより軽減する方策が考えられないか検討する必要があると考えている。

以上を踏まえて、自治体手続における引越しワンストップサービスについては、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。

具体的な支障事例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。

一方、「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。

しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続は電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の点で支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を認めることにより、申請者の利便性を高めるだけでなく、市区町村窓口の混雑を解消できるため、事務の効率化につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条から第27条、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、千葉市、柏市、川崎市、相模原市、加賀市、高山市、豊橋市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、岡山県、広島市、高松市、大牟田市、五島市、熊本市、竹田市

○当市でも、毎年春の住民異動繁忙期は窓口が混雑し、長時間の待ち時間が発生しており対応に苦慮している。転入時は個人番号カードの書き換えや、保健、子ども関係の手続き等、本人(届出人)に確認することが多岐にわたるため、デジタル化する事でやり取りが煩雑になる事も考えられるが、窓口の混雑解消がメリットとして

大きいため検討を進めてほしい。

○安全性の高いシステムが前提となるが、可能であれば様々な効果が見込まれる。ただし、個人番号カードへの転入住所の記載など解決すべき問題もある。

○個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を行うことは、窓口混雑緩和及び役所の開庁時間に来庁することができない市民にとってサービス向上に繋がるものである。しかし、当県において、電子申請のシステムは県が構築しているものであるため、市単独で改修等を行うことは困難である。そのため、電子申請を可能としようとする県単位での改修となり県及び市にとっても相当な財政負担を強いられるものである。国において、制度を整備するとともに財政面での補助について検討することを希望する。

○住民異動届の電子申請を認めることで窓口への来庁が不要となり、繁忙期の混雑が緩和されるとともに、仕事等で開庁時間に手続きできない方も届出が可能になり市民サービスの向上につながる。

○窓口への来庁が不要になれば、混雑緩和につながるため、本人はもとより、他の来庁者の待ち時間の緩和も期待できる。課題として、住民基本台帳法上の手続き以外の手続きが必要となる場合には、来庁が必要となるため、それらの電子申請についても整備が必要となる。

○申請者の利便性を高めることその他、個人番号カードの交付件数増加についても期待が持てる。

○当市でも「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行っている。個人番号カードを利用することで、簡素化されることが望まれる。

○毎年3月、4月の引越しシーズンには窓口が非常に混雑することから、制度改正により窓口混雑の解消及び業務の効率化が図られる。

各府省からの第1次回答

個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、既にオンラインで行うことが可能である。

一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届、転居届及び世帯変更届については、対面で実施することが必要不可欠である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限(休業要請)を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

特定都道府県知事として、第45条の中で、①業種や類型ごとの要請、②個別の施設管理者等に対する要請、③それに次ぐ指示と一連で行えるよう、所要の法整備を行うこと。
第45条第2項の要請、同条第3項の指示及び同条第4項の公表について、法令上根拠のない国との事前協議を廃止すること。

具体的な支障事例

【現状】

特定都道府県知事として特措法第45条に基づき要請、指示を行う場合、国の基本的対処方針及び、国の要請・指示等のガイドラインにおいて示された手順のとおり実施することとなっている。

【支障】

そもそも、第45条第2項に基づく要請は、第24条第9項に基づく協力要請を前提としているが、特措法上、第24条第9項は都道府県対策本部長による一般的な協力要請であるが、第45条第2項は特定都道府県知事による政令の定める多数の者が利用する施設等に対する範囲を限定した要請であるため、本来は異なるものであると解釈すべきである。

このことを前提にすれば、第45条第2項に基づく要請を行う場合、いきなり個別の施設ごとに行うのではなく、まずは業種や類型ごとに法的な要請を行うべきである。

今回、パチンコ店に対して第45条を適用する際、店舗数が限定される業種であったため、第2項に基づく個別店舗への要請は可能であったが、仮に、全県的に多数の店舗等が点在し、組合など同業者の団体がいない業種や団体があっても未加盟事業者が多数存在する業種(例えば接待を伴う飲食店等)に対して第2項の要請を行うこととなると、相当数の個別店舗の営業確認等にかなりの時間を要するなど迅速な対応が困難となる。早急に蔓延防止のための休業要請の強い姿勢を示すのであれば、第45条に基づき、まず業種ごとに要請を行うべきである。

また、第45条第2項の要請に際し、国との事前協議が必要となっているため、機動的な対応が困難となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県知事の判断による迅速な要請や指示等が可能となり、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、第 45 条の規定に基づく要請、指示及び公表について(令和 2 年 4 月 23 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、長野県、大阪府、沖縄県

○当県においても新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 2 項に基づきパチンコ店に対して施設の使用停止要請を行ったが、これは県内の施設の全数を把握することができたため要請を行うことができたものである。しかし、例えば、インターネットカフェのように全県に店舗が多数あり、関係団体などがいない業種・業態に対しては、法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請に反して営業を行っているという施設があっても、全施設を把握することが困難であるため法 45 条第 2 項に基づく要請を迅速に行うことができず、効果的なまん延防止策を適切に実施することができないと思料される。
また、緊急事態措置を実施する際の国への事前協議は、法的根拠もなく、迅速な対応が困難となっている。

各府省からの第 1 次回答

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)に基づき、国は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)で大きな方針を示し、各都道府県知事は、基本的対処方針を踏まえ、地域の感染状況等に応じ判断するという役割分担の下、それぞれの立場で役割を果たすという形で、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に当たってきている。
特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請と第 45 条第 2 項に基づく協力要請との関係については、要請の法的な強さを踏まえ、基本的対処方針において、第 1 段階として特措法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として特措法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行うこととしており、実態としては、特措法第 24 条第 9 項に基づく要請により、多くの事業者は要請に従っていたものと承知している。
現行法体系を前提とすると、特措法第 45 条第 2 項又は第 3 項に基づく、施設の使用制限等の要請又は指示は、施設を管理する者等を対象としていること、また、第 3 項に基づく指示が、特定の者を名あて人として処分を行う行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 2 条第 4 号の不利益処分に該当するものと考えられることなどによれば、これらの要請又は指示は、個別の施設を対象に行うことが予定されている。
事前協議については、特措法第 3 条第 4 項の基本的対処方針に基づき対策を実施する地方公共団体の責務規定等、さらには、新型コロナウイルス感染症対策は、近隣の都道府県同士や全国の都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があること等を踏まえて、特措法や基本的対処方針にのっとった取組が行われているのか等を確認する必要があることから、基本的対処方針等に基づき行うこととしているものである。このことにより、特措法第 20 条の総合調整や特措法第 33 条の指示によらずとも、国と都道府県間における迅速かつ機動的な調整が可能となっているものと認識している。
今般の新型コロナウイルス感染症に対する対処など、緊急事態における国と地方の役割分担のあり方については、様々なご意見があり得ると思われるが、今後も、現場で対策に当たられている地方公共団体の声を十分に聞きつつ、国と地方公共団体が密接に連携しながら、対策を進めてまいりたい。(別紙あり)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣官房 第1次回答

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

休業指示に対する実効性を高めるために必要な法整備(罰則適用など)を行うこと。

具体的な支障事例

【現状】

本県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、パチンコ店に対し、兵庫県緊急事態措置により、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、それでも休業要請に応じない店舗に対し、③同法第45条第3項に基づく、施設の使用停止(休業)の指示を行ってきた。

【支障】

同法第45条第3項に基づく施設の使用停止(休業)の指示を行ったものの、結局2つの店舗が営業を継続して休業指示に応じなかった。これは指示に対して、「店名の公表」しか行えず、実効性の担保が課題となっているためである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県知事が行う休業指示の実効性が担保され、新型コロナウイルス感染症等の蔓延防止に資する。

根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第3項、第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、富山県、大阪府、山口県、徳島県、高知県、沖縄県

○当県では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、①特措法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の協力要請を行い、特にパチンコ店3店に対しては、②同法第45条第2項に基づく施設使用の停止(休業)の要請を行い、同条4項に基づき店名の公表を行ったが、要請に応じなかった。

当県が行った要請や、同条3項に基づく指示に従わなくても罰則がなく、指示に実効性がないことから、実効性を高めるために必要な法改正が必要である。

各府省からの第1次回答

特措法による施設の使用制限については、強制力を有する仕組みを導入する必要性を示す立法事実があるか否かや憲法上の議論の整理も必要であることから、慎重に検討することが必要。他の制度の運用を含めて、実効性を高めるためにどのようなことができるか検討してまいりたい。